

産業厚生常任委員会で審査した議案

議案第14号 松田町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例

この条例は、3月7日に上程され、産業厚生常任委員会に付託されました。委員会は、3月12日と15日に開催され審査しました。

審査の主な内容は、敬

老祝金の支給年齢を80歳にする理由と、支給年齢や金額の改正により削減された予算の使い道などが審査されました。

審査の結果、賛成多数で、町長から提出された原案の一部を修正して可決すべきものと決定し、左記のとおり報告書を16日の本会議で報告しまし

議案第14号 松田町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例 産業厚生常任委員会報告書(抜粋)

副町長、福祉課長及び担当職員出席のもと、敬老祝金の支給年齢と支給額、現行と改正案の支給総額の比較及び削減となる予算の活用計画、近隣市町の支給状況等を詳細に審査しました。

審査の結果、敬老祝金は昭和43年に条例を制定し、現在は70歳、77歳、88歳、99歳、100歳の節目の年齢に到達した方に支給しています。高齢者の平均寿命の伸びや、社会情勢等を勘案し改正するもので、70歳の支給廃止や支給額の改正はやむを得ないことと判断しました。

しかし、77歳の支給を80歳に改正することは、敬老祝金の支給開始を一気に10年延ばすこととなるため、現行の77歳の支給を改正しないほうがよいと判断し、一部を修正する必要がある結論に達しました。

また、次の項目について、強く申し入れをいたします。

- (1) 敬老祝金の支給年齢や支給額の改正に伴い、削減された費用は、高齢者の福祉対策事業に活用するための具体的な施策を、早い時期に町民に示されたい。

た。

本会議では、産業厚生常任委員会の修正案は否決され、町長から提出された原案が、賛成多数で可決されました。

この結果、条例の施行は、平成30年4月1日となりますが、「平成30年度に支給する敬老祝金に関する経過措置」により、平成30年度に支給される敬老祝金は、改正前の規定によることとなりますので、左記記載の「現行の敬老祝金額」により支給され、平成31年度より町長提出改正案の敬老祝金額により支給されることになりました。

なお、昭和13年9月16

日から昭和16年9月15日までの間に生まれた方は、77歳の時に支給されているため、80歳では支給されません。

議案第19号 松田町介護保険条例の一部を改正する条例

議案第19号 松田町介護保険条例の一部を改正する条例 産業厚生常任委員会報告書(抜粋)

福祉課長及び担当職員出席のもと、介護保険料の基準額(月額)が4,600円から5,100円に改正される根拠、今後の介護保険事業の推移や地域支援事業費の見込み、被保険者数の推計等を詳細に審査しました。

審査の結果、保険料算定に当たり介護保険事業計画等策定委員会を5回開催し決定されたもので、この介護保険料は現時点で足柄上地区での平均的な金額でした。法に基づき平成30年度から平成32年度の3年間の第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画期間中の介護保険料の改正であるため、介護保険料の基準額(月額)が500円の値上がりになりますが、適正なものと判断しました。

なお、次の項目について、強く申し入れをして原案のとおり賛成することとしました。

- (1) 介護予防サービス事業等を充実させることによって、介護給付費の抑制を図られたい。

この条例は、3月8日に上程され、産業厚生常任委員会に付託されました。委員会は、3月12日と15日に開催され審査しました。

審査の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべ

きものと決定し、報告書を16日の本会議で報告しました。

本会議では、産業厚生



介護予防普及啓発事業(筋力トレーニング)

常任委員会の報告書のとおり、町長から提出された原案が、賛成全員で可決されました。

この結果、第1号被保険者(65歳以上の方)の平成30年度から32年度の3年間の第7期介護保険料の基準額は5,100円となり、所得に応じて段階に保険料(月額2,550円)と1,020円(円)が決まっています。詳しくは、広報まつだ4月号をご覧ください。